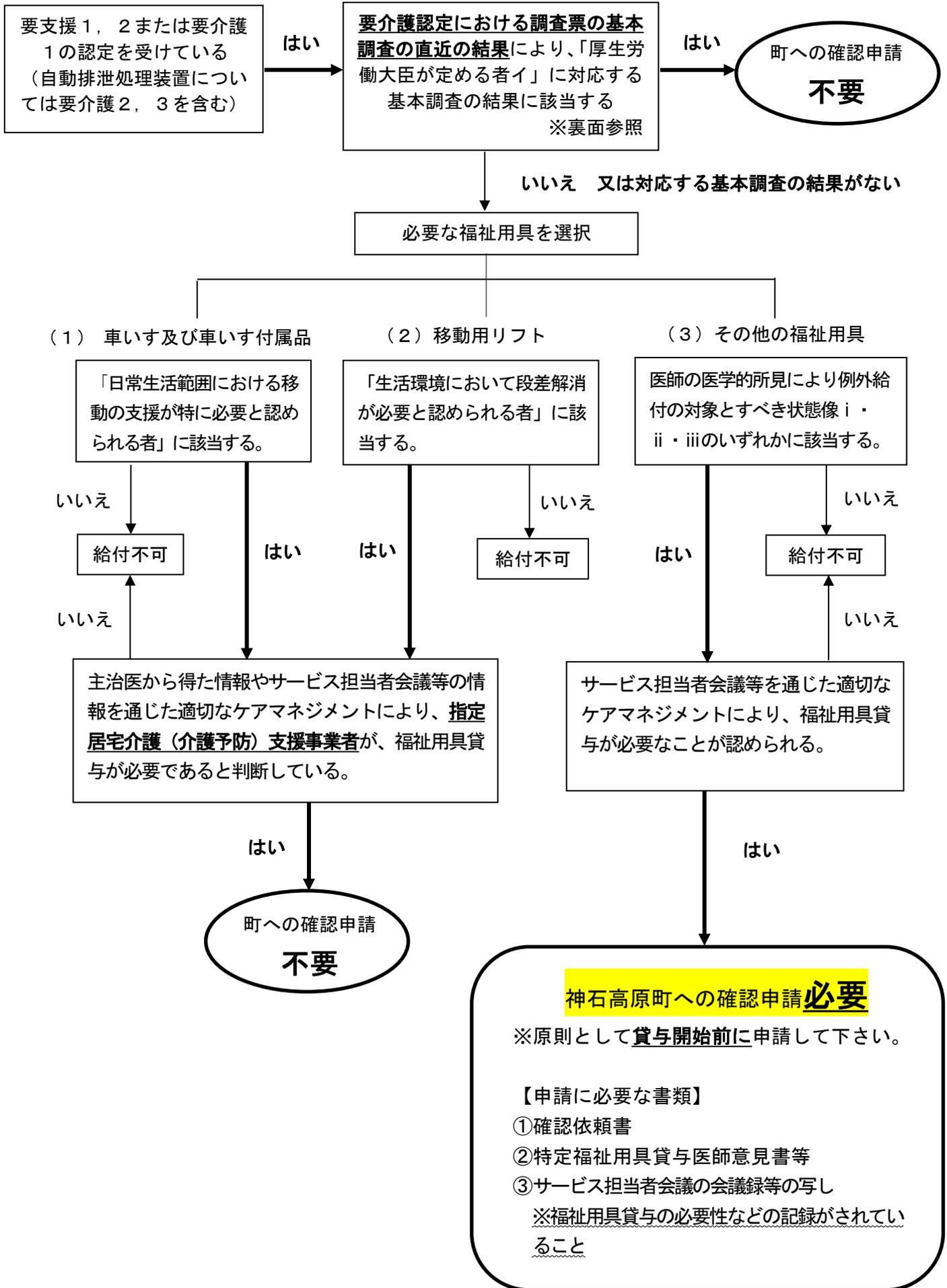


軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図



厚生労働大臣が定める貸与算定可能な状態

福祉用具貸与種目	厚生労働大臣が定める者のイ	基本調査項目	厚生労働大臣が定める者のイに該当する結果	
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者			
	1. 日常的に歩行が困難な者	1-7 歩行	3. できない ➡申請不要	
	2. 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—	※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより 指定支援事業者が判断 する。	
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者			
	1. 日常的に起き上がりが困難な者	1-4 起き上がり	3. できない ➡申請不要	
	2. 日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り	3. できない ➡申請不要	
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り	3. できない ➡申請不要	
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次の1,2 両方に該当する者			
	1. 意志の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1 意志の伝達	1. 「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 いずれかが 2. できない ➡申請不要	
		3-2 毎日の日課を理解 3-3 生年月日や年齢を言う 3-4 短期記憶 3-5 自分の名前を言う 3-6 今の季節を理解する 3-7 場所の理解		
	2. 移動において全介助を必要としない者	3-8 徘徊 3-9 外出すると戻れない 4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定 4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする 4-6 大声を出す 4-7 介護に抵抗 4-8 落ち着きなし 4-9 一人で出たがる 4-10 収集癖 4-11 物や衣類を隠す 4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言、独り笑い 4-14 自分勝手に行動する 4-15 話がまとまらない	いずれかが 1. ない 以外 ➡申請不要	
		—	その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されている場合。 ➡申請不要	
2-2 移動		4. 全介助 以外 ➡申請不要		
次のいずれかに該当する者				
1. 日常的に立ち上がりが困難な者		1-8 立ち上がり	3. できない ➡申請不要	
2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者		2-1 移乗	3. 一部介助 又は 4. 全介助 ➡申請不要	
3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者		—	※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なが参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより 指定支援事業者が判断 する。	
カ 自動排泄処理装置		次の1,2 両方に該当する者		
		1. 排便において全介助を必要とする者	2-6 排便	4. 全介助 ➡申請不要
		2. 移乗において全介助を必要とする者	2-1 移乗	4. 全介助 ➡申請不要